

平成24年度全国厚生労働関係部局長会議(厚生分科会)
説明資料

平成25年2月19日(火)
厚生労働省医薬食品局食品安全部

BSE対策の見直しについて

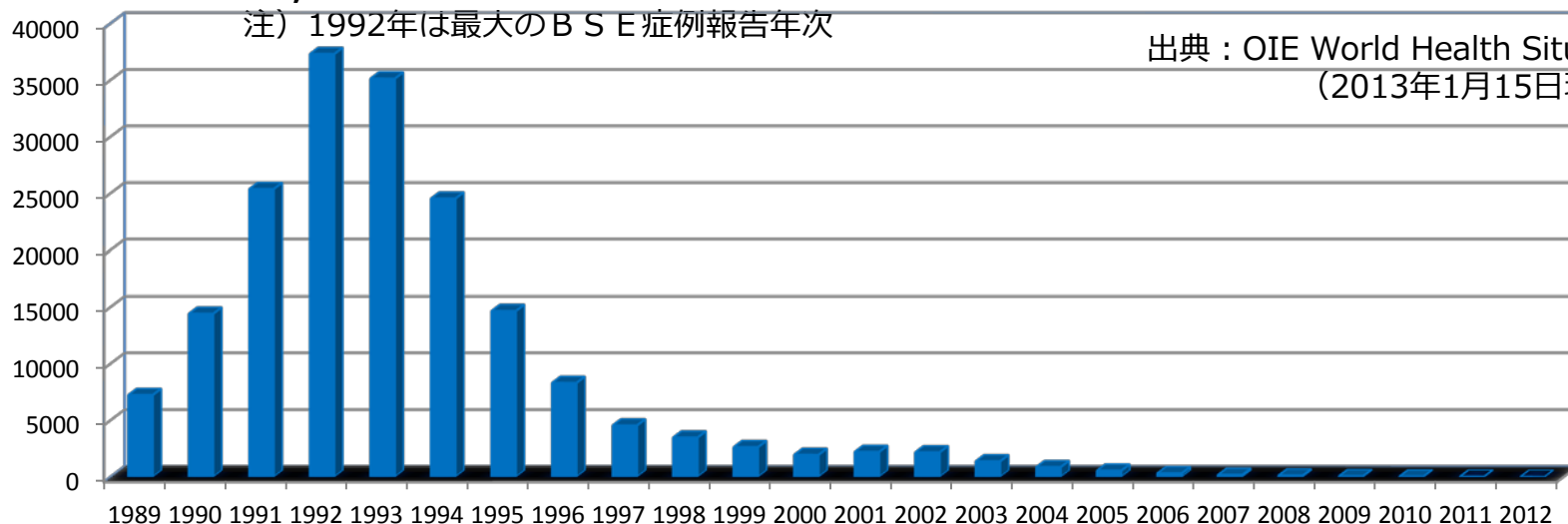
世界のBSE発生件数の推移

37,316頭

注) 1992年は最大のBSE症例報告年次

出典：OIE World Health Situation
(2013年1月15日現在)

頭数



単位：頭

	1992	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	累計
全体	37,316	2,215	2,179	1,389	878	561	329	179	125	70	45	29	12	190,634
欧州全体 (英国除く)	36	1,010	1,032	772	529	327	199	106	83	56	33	21	9	5,954
(フランス)	(0)	(274)	(239)	(137)	(54)	(31)	(8)	(9)	(8)	(10)	(5)	(3)	(1)	(1,021)
(オランダ)	(0)	(20)	(24)	(19)	(6)	(3)	(2)	(2)	(1)	(0)	(2)	(1)	(0)	(88)
(デンマーク)	(2)	(6)	(3)	(2)	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(16)
英国	37,280	1,202	1,144	611	343	225	114	67	37	12	11	7	1	184,619
アメリカ	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	3
カナダ	0	0	0	2 ^(注1)	1	1	5	3	4	1	1	1	0	20 ^(注2)
日本	0	3	2	4	5	7	10	3	1	1	0	0	0	36
イスラエル	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
ブラジル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1

(注1) うち1頭はアメリカで確認されたもの。

(注2) カナダの累計数は、輸入牛による発生1頭、米国での最初の確認事例(2003年12月)1頭を含む。

■ BSE対策の経緯

	国内			輸入	
	検査対象	SRM除去	その他の動き	米国・カナダ	ヨーロッパ
H 8. 3 H12. 12					英国産: 禁止 EU産: 禁止
H13. 9	国内で1頭目のBSE感染牛確認				英国産: 禁止 EU産: 禁止
H13. 10	全頭検査	<ul style="list-style-type: none"> ・除去・焼却義務づけ <ul style="list-style-type: none"> - 頭部(舌・頬肉以外) - せき髄 - 扁桃 - 回腸遠位部 	<ul style="list-style-type: none"> ・肉骨粉飼料完全禁止 		
H14. 6		<ul style="list-style-type: none"> ・せき柱も使用禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ・牛海綿状脳症対策特別措置法の公布 		
H15. 5				カナダ産: 禁止	
H15. 12				米国産: 禁止	
H16. 2					
H17. 8	21か月齢以上				
H17. 12				20か月齢以下 輸入再開	
H21. 4			<ul style="list-style-type: none"> ・ピッシング禁止 	※H18.1~7 混載事例発生のため米国産の輸入手続停止	
H21. 5			<ul style="list-style-type: none"> ・OIE総会で「管理されたリスクの国」と認定 		
H25. 2		<ul style="list-style-type: none"> ・30か月齢超のせき柱使用禁止 		30か月齢以下	
H25. 4	30か月齢超	<ul style="list-style-type: none"> 除去・焼却義務づけ <ul style="list-style-type: none"> ・30か月齢超の頭部(舌・頬肉以外)、せき髄 ・全月齢の扁桃、回腸遠位部 			フランス(30か月齢以下)、オランダ(12か月齢以下)輸入再開

BSE対策の見直しについて

BSE対策を開始してから、10年以上が経過し、国内外のリスクが低下したことから、平成23年12月に、厚生労働省から食品安全委員会に評価を依頼し、平成24年10月に一次答申(BSE検査対象月齢の30か月齢への引き上げ等)が出され、本年2月1日、関係省令、告示、通知を改正した。

(参考) 食品安全委員会への諮問、一次答申等の概要

1. 国内措置

(1) 検査対象月齢

現行の規制閾値である「20か月齢」から「30か月齢」とした場合のリスクを比較。

(2) SRMの範囲

頭部(扁桃を除く。)、せき髄及びせき柱について、現行の「全月齢」から「30か月齢超」に変更した場合のリスクを比較。

2. 輸入措置(米国、カナダ、フランス、オランダ)

(1) 月齢制限

現行の規制閾値である「20か月齢」から「30か月齢」とした場合のリスクを比較。

(2) SRMの範囲

頭部(扁桃を除く。)、せき髄及びせき柱について、現行の「全月齢」から「30か月齢超」に変更した場合のリスクを比較。
※フランス及びオランダについては、現行の「輸入禁止」から「30か月齢」とした場合のリスクを比較。

⇒ 上記1. 及び2. について、
「リスクの差はあったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる」との評価結果(一次答申)。

⇒ 3. 国際的な基準を踏まえ、月齢の規制閾値(30か月齢)を更に引き上げた場合のリスクを評価。
現在、二次答申に向けて検討中。

輸入措置の見直し内容

従前(1/31まで)

食安委の一次答申
(24年10月)

食安委の二次答申
(未定)

<月齢制限>

<アメリカ、カナダ>
20か月齢以下

フランス、オランダは
不可

<アメリカ、カナダ、フランス>

30か月齢以下

<オランダ>

12か月齢以下

(2月1日公布・施行)

月齢のさらなる引き上
げは引き続き検討

<特定危険部位(SRM)の範囲>

全月齢の頭部、
せき髄、せき柱、
回腸

・全月齢の回腸、扁桃

(2月1日公布・施行)

輸
入
措
置

国内措置の見直し内容

従前(3/31まで)

食安委の一次答申
(24年10月)

食安委の二次答申
(未定)

<BSE検査対象> ※検査をすれば食べることは可能

20か月齢超

30か月齢超

30か月+ α

2月1日公布、4月1日施行

<特定危険部位(SRM)の除去の対象>

※特定危険部位にはBSEの原因となる異常プリオンたん白質がたまりやすい

全月齢の頭部、
せき髄、せき柱、回腸

・ 30か月齢超の頭部
(扁桃除く)、せき髄、
せき柱

・ 全月齢の回腸、扁桃






2月1日公布、4月1日施行

(せき柱は、2月1日公布・施行)

国産牛の検査費用の補助(21か月齢以上)については、本年4月の段階では継続することとし、食品安全委員会の2次答申の際に見直す。

※ 5月下旬のOIE総会において「無視できるリスクの国」評価結果判明の見込み

■ 各国のBSE検査体制

	日 本		米 国	カナダ	E U	O I E 基準
	現行	 改正後 (4/1以降)				
食肉検査	20ヶ月齢超 これまで1340万頭程度実施 (平成24年9月末現在)	30ヶ月齢超	-	-	72ヶ月齢超 ^(注3) ※ブルガリア、ルーマニアについては、30ヶ月齢を超える健康牛の検査を実施	- ^(注4)
発生状況調査 (注1) (高リスク牛 ^(注2))	24ヶ月齢以上の死亡牛等 これまで89万頭程度実施 (平成24年9月末現在)	24ヶ月齢以上の死亡牛等	30ヶ月齢以上の高リスク牛の一部	30ヶ月齢超の高リスク牛の一部	48ヶ月齢超の高リスク牛 ※24ヶ月齢を超える牛の検査を実施している国あり	30ヶ月齢以上の高リスク牛の一部

(注1) BSEの発生状況やその推移などを継続的に調査・監視すること

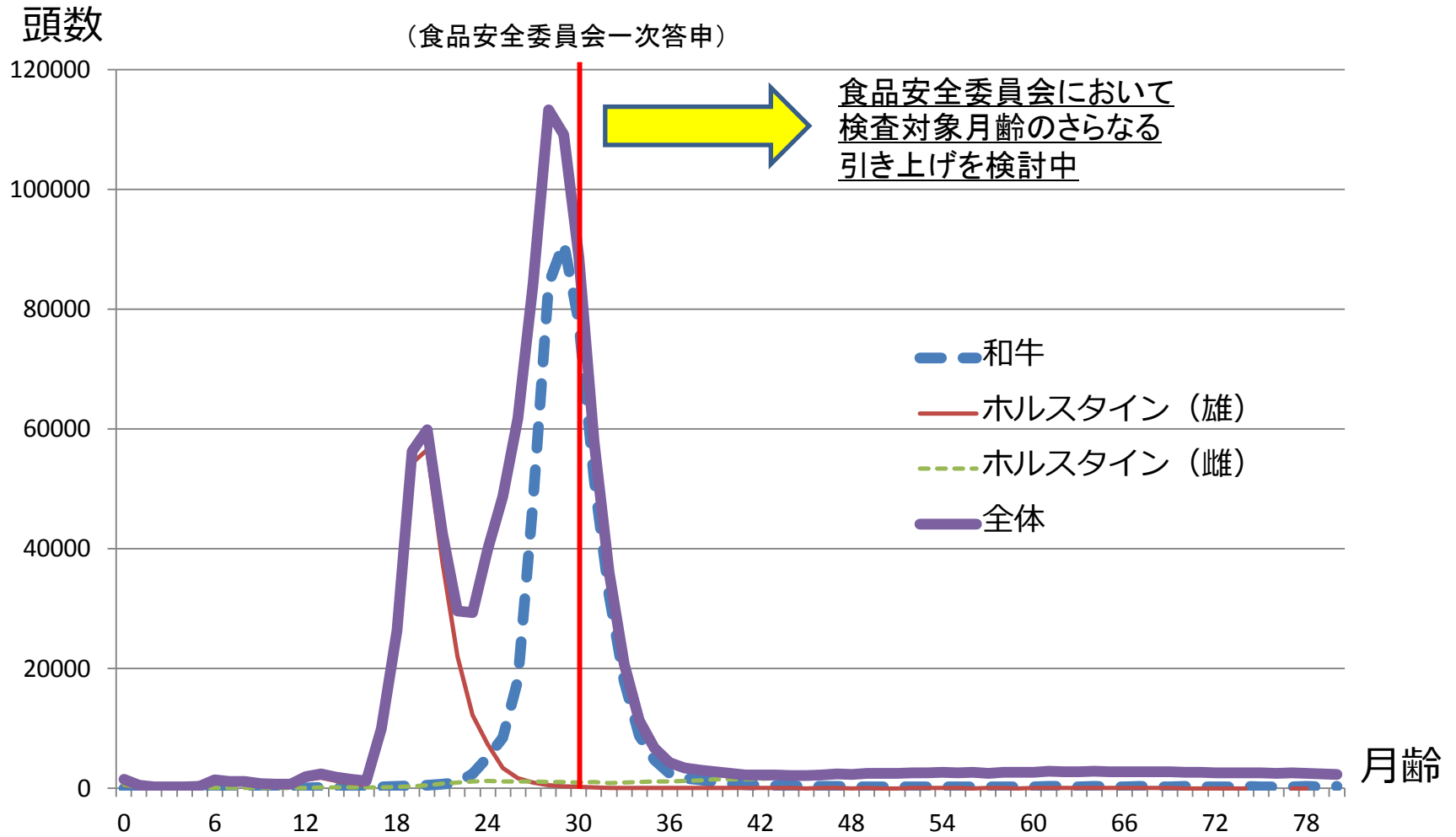
(注2) 中枢神経症状牛、死亡牛、歩行困難牛などのこと

(注3) 欧州委員会は、本年2月下旬～3月上旬以降、加盟国（ブルガリア及びルーマニアを除く）の判断により健康牛のBSE検査を廃止することが可能としている。

(注4) OIE基準では、BSEスクリーニング検査の実施を求めている。

月齢別と畜頭数（平成23年度）

（食品安全委員会一次答申）



（備考）一次答申による牛の検査対象割合の変化

20か月齢以下：14.4% → 30か月齢以下：61.5%
20か月齢超：85.6% → 30か月齢超：38.5%

全頭検査の見直しについて

- 科学的な見地から安全との判断が出されているにもかかわらず、公費により全頭検査を継続することは、
 - ・「検査をしていない牛肉は危険である」という誤ったメッセージにつながるおそれがある。
 - ・一部の自治体が全頭検査を継続した場合、市場に、検査実施と検査未実施の牛肉が混在することとなり混乱をまねくおそれがある。
- こうした混乱を防ぐため、食品安全委員会の2次答申を受けた検査対象月齢の見直しが行われるまでには、全自治体で全頭検査を見直すことが必要と考えているので、準備を進めていただくようお願いする。